

新型コロナウイルス感染症の影響拡大による支払いの猶予について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で収入が減少し、一時的に水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の支払いが困難となった方に対して支払いを猶予します。

1 対象となる方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で収入が減少し、一時的に水道料金等の支払いが困難となった個人又は法人。

2 猶予の対象

令和2年5月請求分～令和3年3月請求分の水道料金等で、申請日現在、納期限を迎えていないもの。

※既に納付されている場合、口座振替の停止が間に合わない場合などは対象外となります。

3 猶予の期間

猶予の対象となる水道料金等の各納期限の翌日から2ヵ月以内。

（例）令和2年5月請求分の場合

納期限：令和2年5月25日（月） → 令和2年7月27日（月）

※2ヵ月後の納期限が土日祝日の場合には翌営業日を猶予後の納期限とします。

4 猶予の効果

猶予期間中の延滞金等が免除され、猶予期間中は給水停止や滞納に係る処分が猶予されます。

5 猶予申請の手続き

押印の上、別紙の「水道料金支払猶予申請書」、「下水道使用料徴収猶予申請書」を役場水道課に提出してください。

※入手方法

・役場水道課窓口にて受け取り又は斜里町ホームページからダウンロード

※町が決定通知書又は却下通知書を送付することにより手続きが完了します。

6 注意事項

この支払いの猶予は、あくまで納付期限を延長するものであり、支払いが免除されるものではありません。猶予の終了月には2ヵ月分の支払いが必要となりますのでご注意ください。口座振替については再振替が出来ません。送付された納付書で金融機関から納付してください（コンビニエンスストアでは納付できません）。